

平成 28 年第 5 回臨時
夕張市議会会議録
平成 28 年 11 月 30 日(水曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
第 2 議案第 1 号 平成 28 年度夕張市一般会計補正予算
議案第 2 号 平成 28 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算
議案第 3 号 平成 28 年度夕張市公共下水道事業会計補正予算
議案第 4 号 平成 28 年度夕張市介護保険事業会計補正予算
議案第 5 号 平成 28 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算
議案第 6 号 平成 28 年度夕張市水道事業会計補正予算
議案第 7 号 夕張市職員給与条例の一部改正について
議案第 8 号 夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について
第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について
報告第 3 号 専決処分の報告について

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
高 間 澄 子 君
本 田 靖 人 君
小 林 尚 文 君
厚 谷 司 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

- 事務局長 木村 卓也君 ご起立願います。
●議長 厚谷 司君 ただいまから、平成 28 年第 5 回臨時夕張市議会を開会いたします。

- 議長 厚谷 司君 本日の出席議員数は 9 名、全員であります。

- 議長 厚谷 司君 これより、本日の会議を開きます。

- 議長 厚谷 司君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により

本田議員

小林議員

を指名いたします。

- 議長 厚谷 司君 日程に入ります前に事務局長から諸般の報告をいたします。

- 事務局長 木村 卓也君 報告いたします。
本臨時市議会に出席を求めた説明員の一覧につきましては、お手元に配付のプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木 直 道 君

教育委員会委員長

佐々木 敦 君

農業委員会会長

後 藤 敏 一 君

監査委員 板 谷 信 男 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 鈴木 亮 一 君

理事 大 島 由 晋 君

まちづくり企画室長

影 山 直 志 君

まちづくり企画室商工観光担当課長

古 村 賢 一 君

総務課長 寺 江 和 俊 君

財務課長 芝 木 誠 二 君

財務課税務担当課長

池 下 充 君

建設農林課長 細 川 孝 司 君

建設農林課都市計画土木担当課長

熊 谷 修 君

上下水道課長 天 野 隆 明 君

市民課長 熊 谷 禎 子 君

保健福祉課長 及 川 憲 仁 君

保健福祉課生活福祉担当課長兼福祉事

務所長 岡 村 卓 治 君

消防長 増 井 佳 紀 君

消防次長 石 黒 友 幹 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育長 小 林 信 男 君

教育課長 押野見 正 浩 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 武 藤 俊 昭 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 木 村 卓 也 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 木 村 卓 也 君

主任 山 下 倫 弘 君

●議長 厚谷 司君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 厚谷 司君 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

千葉委員長。

●千葉 勝君（登壇） ただいまから、平成 28 年第 5 回臨時市議会の運営に関し、さきに議会運営委員会を開催し、協議した結果についてご報告申し上げます。

本臨時市議会に付議されます案件は、議案 8 件、報告 3 件であります。この取り扱いにつきまして協議した結果、付議されております案件は即決とすることとし、会期につきましては本日 1 日間と決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本議会の会期を本日 1 日間と決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

●議長 厚谷 司君 日程第 2、議案第 1 号平成 28 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 2 号平成 28 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、議案第 3 号平成 28 年度夕張市公共下水道事業会計補正予算、議案第 4 号平成 28 年度夕張市介護保険事業会計補正予算、議案第 5 号平成 28 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算、議案第 6 号平成 28 年度夕張市水道事業会計補正予算、議案第 7 号夕張市職員給与条例の一部改正について、議案第 8 号夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、以上 8 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 1 号ないし議案第 8 号、8 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第 1 号平成 28 年度夕張市一般会計補正予算に

つきましては、先般 11 月 29 日に総務大臣の同意が得られました。夕張市財政再生変更計画に基づく補正を行おうとするものであります。

1 ページ、第 1 条、歳入歳出予算の補正額 10 億 6,168 万 7,000 円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

初めに、各款にわたる経費としまして、人件費であります。人事院より俸給及び勤勉手当の引上げ勧告があったことから、国に準拠し、給料表及び勤勉手当の引上げに要する経費を計上するものあります。

また、給料、職員手当等及び共済費につきましては予算の組替えを行ったものであります。

その他、国道支出金の交付内示、もしくは要綱の改正等により、現行予算で計上済みの事業について、一部財源振替を行うものであります。

19 ページ、2 款総務費 1 項、総務管理費につきましては財政調整基金及び財政再生計画調整基金への積み立て。寄附金のさらなる増収と本市特産品の P R を推進するため、新たな返礼品を拡充した特産品の送付にかかる経費。

インターネット接続に関する情報セキュリティ強化のため北海道に支払う負担金に要する経費を計上するものであります。

20 ページ、2 項、地域振興費につきましては拠点複合施設整備事業の測量委託業務における実施面積の増加による経費を計上するものであります。

26 ページ、3 款民生費 1 項、社会福祉費につきましては国の補正予算成立に伴い経済対策臨時福祉給付金給付事業を実施するための経費。

要綱の一部改正により、民生委員活動費等の基準単価が改正となったことに基づく民生委員協議会交付金の増額に要する経費。

後期高齢者医療広域連合に支出する医療給付費負担金の増額に要する経費。

寄贈の申し出があったマイクロバスの整備に要する経費を計上するものであります。

28 ページ、2 項、児童福祉費につきましては、当

初の見込みを上回る児童の入所があったことによる保育所入所児童扶助費、同じく当初の見込みを上回る転入や児童の出生があったことによる児童手当給付費を計上するものであります。

30 ページ、4 款衛生費 1 項、保健衛生費につきましては、人事異動に伴う水道事業会計の繰り出しに要する経費。

予防接種法に基づき、健康被害が認定された方に対する給付に要する経費。

清水沢公衆トイレ設置の浄化槽フロアが経年劣化により故障したことに伴い修繕に要する経費。

清水沢墓地管理道路を通行中に破損した車両への賠償及びグレーチングの修繕に要する経費。

共同浴場設置のろ過器及びボイラー弁が故障したことに伴い修繕に要する経費。

リフレッシュセンター清陵に設置の自動券売機が故障し修理不可能となったため、これの更新に要する経費を計上するものであります。

31 ページ、2 項清掃費につきましては、民間賃貸住宅建設費補助を活用した共同住宅の建設に伴う合併浄化槽設置費補助費を計上するものであります。

40 ページ、9 款教育費 1 項、教育総務費につきましては市内路線バスの減便により、児童生徒の登下校の足を確保するため、スクールバスの運行路線や便数の変更及び代替交通の手配に要する経費。

幼稚園バスとの接触事故により破損した一般車両への賠償に要する経費を計上するものであります。

41 ページ、3 項、中学校費につきましては、中学校設置の排水管が閉塞したため、これの清掃に要する経費を計上するものあります。

42 ページ、4 項、社会教育費につきましては、石炭博物館設置の防火シャッターの修繕に要する経費を計上するものであります。

44 ページ、11 款諸支出金 1 項、過年度過誤納還付金につきましては、国庫補助金の精算に伴い、返還に要する経費を計上するものであります。

8 ページに戻ります。歳入につきましては、歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係科目に計上し、

一般財源については繰越金により措置するものであります。この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 126 億 2,374 万 1,000 円となるものであります。

また、第 2 条地方債の補正につきましては、5 ページ、第 2 表地方債補正のとおり、追加しようとするものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に議案第 2 号平成 28 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

第 1 条歳入歳出予算の補正額は 26 万 9,000 円の内容につきましては、人事院勧告による引き上げ相当額及び人件費に係る予算の組替え、及び平成 28 年 10 月 1 日施行の被用者保険の適用拡大に伴う前期高齢者納付金を計上するものであります。この結果 1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額が 18 億 3,941 万円となるものであります。

以上で国民健康保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 3 号平成 28 年度夕張市公共下水道事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

第 1 条歳入歳出予算の補正額 9 万円の内容につきましては、人事院勧告による引き上げ相当額及び、人件費に係る予算の組替えを計上したものであります。この結果、1 ページに記載のとおり歳入歳出予算の総額は 2 億 7,054 万 3,000 円となるものであります。

以上で公共下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 4 号平成 28 年度夕張市介護保険事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正額 122 万 3,000 円の内容につきましては人事院勧告による引き上げ相当額及び人件費に係る予算の組替え。国の交付金を活用し、市内介護事業者が介護ロボットを導入する際に助成する経費を計上するものであります。この結果、1 ページ記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 16 億 6,275 万 3,000 円となるものであります。

以上で介護保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 5 号平成 28 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

第 1 条歳入歳出予算の補正額は 4 万 7,000 円の内容につきましては、人事院勧告による引き上げ相当額及び、人件費に係る予算の組替えを計上したものであります。この結果、1 ページに記載のとおり歳入歳出予算の総額は 2 億 3,586 万 8,000 円となるものであります。

以上で後期高齢者医療事業会計補正予算の説明を終わります。

次に議案第 6 号平成 28 年度夕張市水道事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

1 ページ、第 2 条は本年度当初予算第 3 条に定めた、収益的収入及び支出について人事院勧告による引き上げ相当額及び、人件費に係る予算の組替えにより、水道事業収益及び水道事業費をそれぞれ補正しようとするものであります。

第 3 条は本年度当初予算、第 8 条で定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の全額を補正しようとするものであります。

第 4 条は今年度当初予算第 9 条で定めた他会計からの補正額の金額を補正しようとするものであります。

2 ページ以降につきましては、予算に関する説明資料でございますので、内容については省略させていただきます。

次に、議案第 7 号夕張市職員給与条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。本案は、本年 8 月の人事院勧告に基づき、本市の職員の給料額及び勤勉手当の支給率並びに扶養手当の支給額を改定しようとするものであります。

次に、議案第 8 号夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は、本年 8 月の人事院勧告に基づき本市の企業職員の給料額を改定しようとするもので

あります。

以上、議案第 1 号ないし議案第 8 号の 8 議案一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 8 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 8 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 3 報告第 1 号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 報告第 1 号専決処分の報告についてその内容をご説明申し上げます。

本件は平成 28 年 7 月 12 日、清水沢 3 丁目の国道を走行中の幼稚園バスが国道沿いの商店駐車場からバックしてきた乗用車と接触したことにより、相手方車両に双方が損害を与えたことに対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 日程第 4 報告第 2 号ないし第 3 号いずれも専決処分の報告について、以上 2 議案一括議題といたします。

理事者から説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 報告第 2 号及び報告第 3 号の専決処分の報告について 2 報告一括してその内容をご説明申し上げます。

本報告はいずれも清水沢墓地管理道路上における車両破損事故に対する損害賠償の決定でありまして、平成 28 年 9 月 15 日及び 16 日に墓地管理道路に敷設しておりましたグレーチングが浮き上がっていたために、そこを走行したそれぞれの相手方車両に損害を与えたことによる損害賠償額を定めることについて地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

以上、報告第 2 号及び報告第 3 号の 2 報告を一括して、その内容をご説明申し上げました

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 木村 卓也君 ご起立願います。

●議長 厚谷 司君 これをもって、第 5 回臨時夕張市議会を閉会いたします。

午前 10 時 49 分 閉会

地方自治法第 123 条の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 厚 谷 司

夕張市議会 議員 本 田 靖 人

夕張市議会 議員 小 林 尚 文